議員全員協議会資料
令和２年４月28日
総合政策部 政策推進課

新型コロナウイルス感染症対策について

１．当市における発生状況と保健所における対応状況

・３月 23 日～４月３日の間に９名の感染を確認したが、それ以降の症例なし
・４月 27 日現在、入院している方１名、退院された方８名

◎ 電話相談件数（４月 27 日現在）※八戸市分

帰国者・接触者相談センター			一般健康相談等	合計
受診に関する相談	受診以外の相談	計		
1,296	1,069	2,365	1,135	3,500

◎ ＰＣＲ検査実施件数（４月 27 日現在）※青森県全県分

検査件数	陰性	陽性
588	565	23

２．事業者に対する市の支援策【新規】

（１）八戸市新型コロナウイルス対策支援金

対 象 者：市内の宿泊業、飲食店、タクシー業、自動車運転代行業を営む事業者
給 付 額：１事業者につき 200 千円
申請期間：5/1～6/30
予 算 額：615,000 千円（200 千円 × 3,000 事業者 ＋ 事務費等）

（２）雇用調整助成金申請費補助金

対 象 者：市内に主たる事業所を置き、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者
対象経費：雇用調整助成金の申請に係る社会保険労務士の事務手数料
補 助 率：10/10（上限額 100 千円）
申請期間：5/1～9/30
予 算 額：21,000 千円（100 千円 × 200 事業者 ＋ 事務費等）

３．市民生活に対する国の支援策

（１）特別定額給付金

対 象 者：令和２年４月 27 日に八戸市の住民基本台帳に記録されている方
給 付 額：対象者１人につき 10 万円
参　　考：4/27 付けで「特別定額給付金室」を設置

（２）子育て世帯への臨時特別給付金

対 象 者：児童手当を受給する世帯
給 付 額：児童手当対象児童１人当たり１万円

４．市民等への対応及び周知について

（１）新型コロナウイルス感染症 生活・事業者相談ダイヤルの設置

・新型コロナウイルス感染症拡大に係る市民・事業者からの相談に円滑に対応するため、総合相談窓口を設置する

・新型コロナウイルス感染症関係の相談全般を受け付け、一般的な質問にはワンストップで対応するとともに、専門的な質問は各担当部署へ案内する

・4/30（木）より運用開始し、5/6 までは土日・祝祭日も対応

（２）広報はちのへ特別号による情報発信

・広報はちのへ特別号の全戸配布を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する市民及び事業者への注意喚起や窓口案内、各種給付金、支援金の概要を周知する

・内容は別紙のとおり

５．専決処分について

（千円）

項目番号	事業名	給付額	事務費等
２（１）	八戸市新型コロナウイルス対策支援金	600,000	15,000
２（２）	雇用調整助成金申請費補助金	20,000	1,000
３（１）	特別定額給付金 （事務費のみ専決予定）	－	250,000
３（２）	子育て世帯に対する臨時特別給付金 （事務費のみ専決予定）	－	10,000
４（２）	広報はちのへ特別号発行等委託料		4,000
合　　計			900,000

※上記３（１）及び（２）の給付額に係る予算については国の補正予算成立後、補正予算案を提案予定

広報はちのへ 号外 5月1日発行

ひとりひとりの行動が STOP COVID-19 感染拡大防止につながる。

新型コロナウイルス感染症対策特別号

市民の皆様へ

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大により、特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されました。市民の生活や仕事への影響も大変大きなものとなっております。

また、三村青森県知事より不要不急の外出自粛や特定の事業者に対して休業要請等がなされております。

市民の皆様から、先行きの不安や厳しい現状についてのお声が多数寄せられております。市といたしましては、今後、まずは万全の医療体制を構築し、そして、市民生活への影響を最小限に食い止めるための努力を継続するとともに、国や県の経済対策等も踏まえ必要な対策に取り組んでまいります。その具体的な内容については、決まり次第市民の皆様にお知らせしてまいります。

今回の事態を踏まえ、市民の皆様がお困りの際の相談窓口等をまとめましたので、ご活用ください。

この事態を乗り越えるためには、市民一丸となることが求められます。必ずや克服できることを信じ、ご協力をお願いします。

八戸市長　小　林　　眞

1 新型コロナウイルス感染症に関する健康相談

（1）新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の相談窓口

次の症状が出た場合には、**医療機関を受診する前に、八戸市保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」に必ず連絡**をし、ご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が４日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の症状が２日程度続く場合、ご相談ください。
※ 妊娠されている方は、早めにご相談ください。

【連絡先】帰国者・接触者相談センター
TEL43-2291（平日8:15～17:00）　TEL43-2111（休日・夜間緊急連絡先）

（2）上記の症状がない場合の相談窓口

発熱や強いだるさ、息苦しさがない場合でも健康に不安を感じる方は、ご相談ください。

【連絡先】健康づくり推進課　TEL43-9184・43-9271（平日8:15～17:00）

2 生活・経営に関する相談窓口

◎ 新型コロナウイルス感染症に関する総合的な相談を受け付けます。

新型コロナウイルス感染症に関する相談やお問い合わせに円滑に対応するため、電話やメールによる総合相談窓口を開設します。ご相談の内容をお伺いし、担当部署へおつなぎします。

【連絡先】新型コロナウイルス感染症　生活・事業者相談ダイヤル(4/30㊍～)
TEL43-2169(平日8:15～17:00) E soudan@city.hachinohe.aomori.jp　詳細はこちらから

生活・事業者相談ダイヤルは混雑する場合がありますので、市税・保険料などの納付や生活資金の貸付、事業経営に関する相談は、次の連絡先に直接お問い合わせいただくと円滑に対応できます。

【市民向け】市税や保険料などの納付に関する相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により所得や事業に著しい損失を受けた等の事情で、税金などを納めることが難しくなった方は納付期限の延長や納付の猶予ができる場合があります。

連絡先	市税・国民健康保険税に関すること	収納課	TEL43-9173・43-9174 43-9175・43-9177
	介護保険料に関すること	介護保険課	TEL43-9285
	災害援護資金貸付金の償還に関すること	福祉政策課	TEL43-9258
	市営住宅使用料に関すること	建築住宅課	TEL43-9109
	母子父子寡婦福祉資金に関すること	こども家庭相談室	TEL43-2834
	下水道使用料に関すること	下水道業務課	TEL44-8251
	水道料金に関すること	水道企業団 料金課	TEL70-7010

【市民向け】生活福祉資金特例貸付に関する相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方に対し、生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金)の特例貸付の相談を受け付けています。

【連絡先】八戸市社会福祉協議会 八戸市生活自立相談支援センター
TEL51-6655(平日8:15～17:00)

【事業者向け】経営に関する相談を受け付けています。

次の機関では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける、またはそのおそれがある中小企業・小規模事業者の方を対象とした経営相談を受け付けています。

連絡先	融資に関すること	日本政策金融公庫八戸支店	TEL22-6274
		商工組合中央金庫八戸支店	TEL45-8811
		青森県信用保証協会	TEL017-723-1354
	経営全般に関すること	八戸商工会議所	TEL43-5111
		青森県商工会連合会	TEL017-734-3394
		青森県中小企業団体中央会	TEL017-777-2325
		青森県よろず支援拠点	TEL017-721-3787

3 特別定額給付金

国では緊急経済対策の一環として**「特別定額給付金」**を給付することにしています。

申請窓口である市では、緊急経済対策の趣旨を踏まえ、市民の皆様が迅速かつ的確に給付金を受け取れるように準備を進めています。

- **対 象 者**:令和２年４月27日に八戸市の住民基本台帳に記録されている方
- **金　　額**:対象者１人につき10万円

【連絡先】特別定額給付金室　TEL43-2124(平日8:15～17:00)

※詳細については、決まり次第、市ホームページなどでお知らせする予定です。
※給付金を受けるための申請書は、後日、対象となる全世帯へ郵送します。
※**給付金を装った詐欺**(「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取等)**にご注意ください。**

本給付金は、辞退できる仕組みとなっておりますが、市民の皆様におかれましては、積極的に申請していただき、地域内での消費にもお使いいただくなど、地域経済の下支えにご協力をお願いします。

4 事業者に対する市の独自支援

市では、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況の中にあっても地域の経済を守るために努力している「地域の中小企業・小規模事業者」に対する独自支援策として、八戸市新型コロナウイルス対策支援金や、雇用調整助成金申請費補助金を給付します。

八戸市新型コロナウイルス対策支援金の概要

対 象 者	市内の宿泊業・飲食店、タクシー業、自動車運転代行業を営む事業者
金　　額	一律20万円
連 絡 先	商工課TEL43-2138(平日8:15～17:00) E shoko@city.hachinohe.aomori.jp(5/1(金)～)

雇用調整助成金申請費補助金の概要

対 象 者	市内に主たる事業所を置き、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者
対象経費	雇用調整助成金の申請に係る社会保険労務士の事務手数料
補 助 率	10/10(上限10万円)
連 絡 先	産業労政課TEL43-2138(平日8:15～17:00)E sangyo@city.hachinohe.aomori.jp(5/1(金)～)

※申請方法など詳細は、市ホームページなどでお知らせします。

5 八戸市総合保健センターへの移転の一部延期

広報はちのへ令和２年５月号別冊(4月20日発行)で、田向地区の八戸市総合保健センターへの移転についてお知らせしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への円滑な対応等を図るため、「保健所」「こども家庭相談室」「介護予防センター」は移転を延期します。

八戸市総合保健センターでは、「八戸市休日夜間急病診療所」「八戸市休日歯科診療所」「こども支援センター」が６月1日(月)から業務を開始します。

号外 広報はちのへ
発行：八戸市 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
市外局番 0178 ☎ 43-2111 FAX 45-2077
編集：八戸市総合政策部広報統計課 ☎ 43-9317 FAX 47-1485

6 地域経済を支えるために

新型コロナウイルス感染症の流行は、市民の皆様の命に危険を及ぼすだけでなく、地域の経済活動に大きな傷跡を残します。そのため、新型コロナウイルス感染症への予防対策とともに、地域の経済活動を維持するための取り組みが必要です。

市内の飲食店等では、テイクアウトメニューの提供や、お得なクーポンを発行していますので、市民の皆様の積極的な利用をお願いします。

八戸の飲食店等を応援するサイトをまとめました

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の商工業者は非常に厳しい状況にあります。
そんな中ですが、商工会議所や地域の有志たちが立ち上げた販売促進イベントやプロジェクトをこのページにまとめて掲載し、紹介していきます。

詳細はこちらから

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力ください

〈日常生活でできること〉

まずは、こまめに石けんなどで手を洗いましょう。咳やくしゃみをするときは、なるべく周囲の人から離れた場所で、マスクやハンカチ、袖などで口や鼻を押さえる「咳エチケット」に取り組みましょう。

また、「換気の悪い密閉空間」「多くの人が集まる密集場所」「間近で会話をする密接場所」の3つの条件が重なる場所を避けるという行動が、急速な感染拡大を防ぐことにつながります。

＼ いかずきんズからもお願い ／

手を洗うニャー
#WashHands

咳エチケットニャー
#CoughEtiquette

くっつかないニャー
#KeepDistance

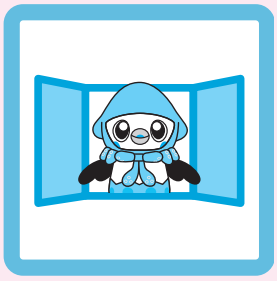

換気をするニャー
#OpenWindow

おうちで楽しむニャー
#EnjoyHome

〈海外・青森県外からお越しの方へお願い〉

海外や青森県外、特に特定警戒都道府県（東京都・大阪府・北海道・茨城県・埼玉県・千葉県・神奈川県・石川県・岐阜県・愛知県・京都府・兵庫県・福岡県）から移動されてきた方は、2週間程度の外出自粛・健康観察・自宅待機・在宅勤務をお願いします。